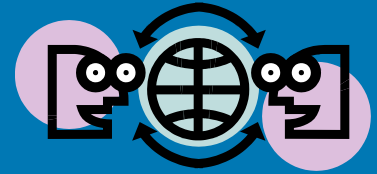




桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙
2015年7月24日発行 第1089号

大東文化学園教職員組合連合

〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505



組合ホームページ

<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>



Facebook
大東文化学園
教職員組合連合



Twitter
@daitounion

この号の内容

- 1 専任教員就業規則についての意見交換会を開催
- 2 寄稿：「就業規則制定と口語訳聖書との学際的比較：貴族主義的保守主義の立場から」
- 3 全国私立大学教育研究集会のお知らせ
- 4 大東文化大版『舟を編む』④

教育や研究の質はどのように
測定するのだろうか
協働や信頼関係の中にこそ
向上への萌芽はないだろうか

専任教員就業規則制定について

平成28年4月1日を施行予定日とする「大東文化大学専任教員就業規則」（案）について、7月13日（月）18：00より組合会議室にて大学執行委員と大学代議員による意見交換会が行われました。

各学部教授会で審議されている問題点や見解等、情報を共有して意見を交換し、組合としての今後の対応を話し合いました。

活発な意見交換ののち、就業規則制定の意図も含めて学長と意見交換の場を持つように学園に申し入れを行うことを確認しました。

組合は翌14日（火）に次回団体交渉に向けて追加の申し入れとして、今後の団体交渉への理事長の出席と、学長との専任教員就業規則についての意見交換会の開催を文書で要請しました。

次回団体交渉は春闘案件と入試手当について7月27日（月）に開催の予定です。

次ページより専任教員就業規則の制定について、組合員の寄稿を掲載いたします。皆様のご意見もお寄せ下さい。

目次

- 1、専任教員就業規則制定について P1
- 2、寄稿「就業規則制定と口語訳聖書との学際的比較：貴族主義的保守主義の立場から」・・ P2～P4
- 3、全国私立大学教育研究集会のお知らせ / 組合版「舟を編む」..... P5
- 4、大東文化大版『舟を編む』④ / 緊急時のスマートフォン利用を考える P6

寄稿

就業規則制定と口語訳聖書との学際的比較：貴族主義的保守主義の立場から

大東文化大学経済学部教授 松村岳志

1. 聖書のことば

文部科学省が、学長の権限を強め、教授会の権限を弱めるよう指示し、本学各学部教授会もこれに従っているということは、あなたがたの知るところである。しかし、わたしはあなたがたに問う。そんな指示に唯々諾々としたがう自分を恥じなくていいのか。

もちろん、執行部にいるわけでもないのに、いろいろ理由をつけて、毎週実質3コマしか授業を負担しない教員がいて、真面目に働いているものが損をしているように思われることはわたしも承知している。あなたがたは、教授会の権限ではそのようなものはさばけないから、そのようなものを学長や理事会にさばいてもらおうとしているのだ。しかし、「わたしたちは御使(みつかい)をさえ、さばくものである。ましてこの世の事件などは、いうまでもないではないか。それなのに、この世の事件が起ると、教会で軽んじられている人たちを裁判の席につかせるのか」と書いてある(コリント6:3-4)。なのに、なぜ教授会の上に学長を置き、教授会の仲間を、この世の王国のさばきにゆだねるのか。わたしたち教授会構成員の間には、「もはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由人もなく、男も女もない。」(ガラテヤ4:28)と書いてあるではないか。あなたがたは、文部科学省の指示を知ったときに、それがサタンのわざだということに気付かなかったのか。

それとも、あなたがたの研究や教育はたいへん偉大だから、律法と預言者を知る必要がないと思っていたのか。「おまえは天にまで上げられようともいうのか。黄泉にまで落とされるであろう」(ルカ10:15)と書いてある。よくよくあなたがたに言うておくと、「権力は腐敗する」(アクトン)と書いてあることすら知らないものは、ガルマのような「ぼうや」なのだ(Gundam, TV, 10)。

イエスはぶどう園で朝から働いたものにも、昼から働いたものにも同じ1デナリを与えるべきだと述べている(マタイ伝20:1-15)。わたしたちのうちには大きなものも小さなものもあるのだから、フリーライダー大いにけっこうではないか。なのになぜ、この世の王国のさばきにしがたって、「同一労働同一賃金」だから、「同一賃金同一労働」だなどというのか。それでは、当局がユダヤ人を迫害したらあなたがたは従うのか、民衆が朝鮮人を迫害したらあなたがたは従うのか。それとこれとは違うというのか。どう違うというのか。誰が違いを決めるのか。「だれがあなたを立てて、われわれのつかさ、また裁判人としたのか」(出エジプト2:14)。よくよくあなたがたに言うておくと、大学はこの世の王国のさばきにしがたってはならない。「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」(マタイ伝、22:21)と書いてある。大学がこの世の王国のさばきに従うなら、もはや貴族的エリートとしての大学など存在せず、民の選んだつかさが支配する社会となる。

ジャン・ジャック・ルソーの世界になるのだ。それは1793年にフランスのロベスピエールのもとで、1917年にロシアのレーニンのもとで、1933年にはドイツのヒトラーのもとで、1966年には中国の毛沢東のもとで、1976年にはカンボジアのポル・ポトのもとで、2008年と2011年には大阪で生じた。そんなものに手を貸す人間は曲学阿世の徒であり、学匪であり、学問の世界に対する裏切者だ。

あなたがたは、「見ても見ず、聞いても聞かず、また悟らない」(マタイ伝13:13)から、ここで権力がどう腐敗し、大学がどう壊れるのか、たとえばなしで教えてあげよう。

2. 学校のたとえばなし

これはたとえばなしであって、現実に存在した事例ではない。

ある学校が入学志望者の減少に悩んでいた。その理事長Aは温厚な君子で、教員の解雇なしで改革を進めることに心を砕いており、教員たちは「Aは理事長なのか組合長なのかわからない」とAを愛していた。Aのそばには、献身的な理事Bがあり、これも日夜改革のために努力していた。さらに、お飾りの外部理事Cもいた。

ところで、教授会の中では、学内の規律に従わない教員がいることが問題になっていた。規定のコマ数を守らぬ者がおり、教授会の議事を妨害する者がおり、委員会に全く出席しないものもいた。ところが、理事会の権限ではこのようなものを処罰することはできず、教授会も全員一致を旨としていた以上、そうすることはできなかった。

そこで、Aは、様々な規定を制定する権利、極めて悪質な教員を処罰する権利、ついでにタイムカードを設置する権限を理事会に与えること、また、各学部長を常任理事会からはずし、その構成員をA、B、Cの三名に減員することを、教授会に求めた。篤実なAを疑うものはいなかった。Aは、規定の制定もタイムカードの設置も、ごく一部の悪質な教員の行動を矯正するためであり、自分の眼の黒いうちには、まともな教員は誰一人解雇されるものではないと約束した。タイムカードも、退勤時のみに押すものであって、出勤時には押すものではない、とも言われた。

ところが、まもなくAが理事長を解任された。Bは全教員を集めてその説明を行った。説明の主旨は「本学の定年は70歳である。ところがAは70歳以上であった。そこで先日Aがいなかったおりに、臨時に常任理事会を開催し、Aの解任を決議し、新たにBが理事長になった」というものであった。常任理事会はA、B、Cの三人で構成されている。つまり、BがCを巻き込んでAに対するクーデターを行ったということである。

このころ、Bは「君子は豹変する」と近い人に漏らしていた。それは本当であった。勤務態度の悪かったある教員は、突如職員とされ、数か月で退職した。理事長が、タイムカードの導入について教員に対する説明会を行った際に、質疑応答を記録するためのテープレコーダを破壊した教員も解雇された。この期に及んでも、他の教員たちは、何が起きているのか、気が付かなかった。「最初共産主義者が攻撃されたとき、わたしは声をあげなかった。わたしは共産主義者ではなかったから。社会主義者が牢獄に入れられたとき、わたしは声をあげなかった。わたしは社会主義ではなかったから。労働組合が攻撃されたとき、わたしは声をあげなかった。わたしは組合員ではなかったから。そして、彼らがわたしを攻撃したとき、わたしのために声をあげる者は、誰一人残っていなかった」(ニーマー)と書いてあることを知らなかったのである。

しかし、Aはもはやいないのだから、その約束の全てが反故となることには気が付くべきであった。

教員の出校日は毎週5日になった。朝9時に出勤し、5時までは勤務することが要求された。夜5時過ぎの授業を持つ者に対しては、「規定がない」という理由で超過勤務手当は支払われなかった。土曜や日曜に授業を持つものは、毎週6日、ないし7日勤務することになったが、やはり超過手当は支払われなかった。代休を求めたものは、「休みたのなら、いくらでも休みをあげよう」と、解雇を示唆された。教員が本当に出勤しているかどうかを示すため、各教員は、出勤とともに、タイムカードとは別に、理事長室にネット上で研究室在室を伝えることになった。授業等で研究室を離れる際には、事務室に電話連絡することが義務付けられた。トイレに行く時も、いちいち報告する教員もいた。

ある教員は、週5日の出校日規定を無視して、以前どおり研究日には出勤しなかった。この教員は、翌日、その年度の末に解雇されることを通告された。彼はこのことを学生に話し、その結果、その日のうちに懲戒解雇となった。自分が解雇されることを学生に話すということが、大学の機密の漏洩とされたようである。

別の教員は、教授会において、B理事長の方針に全面的に賛成するとは必ずしも言えないような発言をした。教授会の発言は全て録音されていたので、この発言は直ちにB理事長に伝えられた。彼は公の場でB理事長を否定・侮辱したということで懲戒解雇となった。彼はその時から非常勤講師として勤務していたが、多くの同僚は彼が解雇されたことを長いことしらなかつた。

教員たちは交代で毎朝学生たちを校門で迎えることを強制され、さらに、B理事長出勤時には、公用車を、事務職員が迎えることになった。新任教員は、研究室ではなく、監視カメラ付きの相部屋に入れられることになり、さらに一日数時間、学生のいる前で箒と塵取りを持って、キャンパスを掃除して回ることになった。

6月には、その年に採用されたばかりの新任の教員の一名が退職願を出した。8月の夏休みは一週間もなかった。10月にはもう一人の新任教員もやめてしまった。

この年度、途中でやめた教員と年度末にやめた教員をあわせると、18人に達したはずである。この大学の教員は全部で47名であったと記憶する。実に4割近くの教員がたった一年で退職したのである。この時になって、ようやく教職員は労働組合を結成した。しかし、全ては遅かった。

あなたがたは、このたとえ話を他人事だと思っているのか。そう思うのであるならば、あなた方は何一つ修羅場を経験せずに馬齢を重ねてきたのだ。今の理事長も学長も、その他の理事たちも、実に人物であることはわたしも承知している。しかし、この人たちは明日にも足をすくわれていなくなるかもしれない、そうなった時には、あなた方の墓堀人が新しい理事長になり、学長になるということを知らないのか。その時には、あなたがたは、「外のやみに追いつけられ、そこで泣き叫んだり、歯がみをしたりするであろう」(マタイ伝8:12)。

3. 「専任教育職員就業規則(案)」の具体的問題点

あなたがたは、これらのたとえをみても悟らないのか。

「なんという不信仰な時代であろう」(マルコ伝9:19)。それでは、先般示された、「専任教育職員就業規則(案)」のなかの、専任教育職員の恣意的な解雇及び専任教育職員の昇格の恣意的な妨害を可能にする懸念がある部分を取り上げてみよう。

第5条第4項

「理事会は、学部等から推薦された者のなかから学長が採用候補者として相応しいと認められた者について、その採否を決定する」、とあるが、これは学部等が複数の候補を推薦し、これを学長がふさわしいと認めるか否かで採否が決定される、としているものにしか読めない。明らかに恣意的な人事を可能にしている。

第9条第2項

「学生を教授し、その研究を指導する資格のない専任教員の職務については、別に定められたところによる」、とあるが、「学生を教授し、その研究を指導する資格のない専任教員」という文言は、「学生を教授し、その研究を指導する」ことのできない者を専任教員として任用する可能性を意味するものであり、これは、本来教員足り得ないものを、教員として各学部に送り込むことを可能にする文言である。

第10条(5)

「専任教員は次にあげる行為をしてはならない」としており、そこで挙げられているものの一つが「その他大学教員としてふさわしくない行為」である。いくらでも解釈を拡大できる極めて危険な条文で、専任教育職員の恣意的な解雇を可能にする文言である。

第15条

「専任教員の出校日は、教授会の開催予定日を含めて4日とする。…」これは、事実上裁量労働制をとっている教員の勤務形態を大きく拘束するものであり、到底容認できない。しかも、夏季冬季の休暇期間についても全く述べられていない。これもまた、専任教育職員の恣意的な解雇を可能にする文言である。「聞く耳のあるものは聞くがよい」（ルカ伝 14：35）。たとえ話の中では、まさにこの条文にもとづいて、解雇された教員のことを述べられている。

第16条(1)

専任教員の責任授業回数について「前期1週6回、後期1週6回（通年換算計6コマ）とする。…」とあるが、この責任コマ数はいつの時点で決定された責任コマ数であるかが明示されていない。履修者0人の科目については、超コマの場合、4月から超コマ手当が現在支給されていない（＝授業を担当しているとはみなされない）が、履修者0人は履修登録が終了してから確定するので、その場合にもどうするなどが示されていない。

また、現在、ある学部では大学院科目については「修士2年の研究指導を担当するもののみ、学部授業の担当コマ数を1コマ減コマする」慣例となっているが、今回の規則では、責任コマ数がいつの時点で決定された責任コマ数であるかが明示されていないため、履修者0の開店休業コマも1コマとみなされる。したがって、多くの履修者0の大学院コマのために学部の担当コマ数を減少せざるを得ない。学部の担当コマ数が減ってしまう場合、多くの非常勤講師を採用し授業を担当することになるが、現在、学務部では「非常勤コマ数は総コマ数でコントロールする」ことになっているので、現在の同学部のカンを維持するためには、現在より多くの非常勤コマが必要になるので、今回の就業規則と非常勤コマ数のコントロールが完全に矛盾する。

さらに、現状ではカリキュラム上の都合により、「責任コマ数に満たない専任教員」が発生する場合があるが、その場合、賃金の減額対象となってしまうので無理にでも授業を担当させる必要性があり、「教室が不足、設備が不足」という状況で「10人未満履修のコマはできれば休講・隔年開講」の学部長会議申し合わせとは異なることになるが、どのように対処すれば良いのかが示されていない。

第16条(5)

「責任コマ数に満たない専任教員はそのコマ数分、賃金を減額する」、となっているが、「責任コマ数を超過する教員には超コマ手当を支給する」との文言が今回の規則には見当たらない。しかも、第16条2で「前項に規定する責任授業回数を超えて専任教員に授業を担当させることが出来る」とはあるが、手当を支払うとは書いていないので、サービス超コマという理解が可能であり、コンプライアンス違反である。

第25条2

「…所属変更を行うに当たっては、当該教員の意思に配慮するものとする」とあるが、単に「配慮する」とするだけでは、恣意的な配置転換が可能である。たとえ話でのべたように、まさにこのような条文に基づいて、教員が職員になった事例がある。

第42条3

「理事会は、学部等から推薦された者のなかから学長が昇格候補者として相応しいと認められたものについて、昇格させるかどうかを決定する」、とあるが、これでは学部が昇格候補者を複数推薦し、学長がそのうちの一部のみを昇格させるという意味になり、学部が昇格に相応しいと判断したものの昇格を、不当に妨害することが可能になる。

第46条(5)

「その他労働契約を維持し難い事態が発生したとき」、専任教員を解雇すると述べているが、いくらでも解釈を拡大できる極めて危険な条文で、専任教育職員の恣意的な解雇を可能にする文言である。

第67条

「この規則の改廃は、学長の意見を聴いた上で、理事会がこれを行う」とあるが、これは学部自治の完全な否定であり、今後どのような規則も制定し得ることを可能にしている。この規則があったらこそ、たとえ話の事例では、月曜から金曜まで、9時から5時までの勤務が強制されることになったのである。

結論

以上のように、このたび示された就業規則（案）は、危険極まりないものであって、これを廃案に持ち込むことは、神と学問と人々に対する大東文化大学教育職員の責務である。一番大切なことは、現在の、神を恐れる理事会構成員全員が、適当な理由で全員解任されるかもしれない、その場合には穢れた霊が理事会にやってくる、ということ、あなたがたが全く理解していないということなのだ。そのような状況になっても、おかしな規則さえなければ、大学は揺るぎもせず立っていられるのだ。「わたしのこれらの言葉を聞いて行こうものを、岩の上に自分の家を建てた賢い人に比べることができよう。雨が降り、洪水が押し寄せ、風が吹いてその家に打ちつけても、倒れることはない。岩を土台としているからである」（マタイ伝7：24-25）と書いてあるではないか。主の御名はほむべきかな。



教員【きょういん】 大東文化学園の就業規則によれば、本学園

の職員の中で教育活動を主に担当する者を教育職員と称するのでその略称と思われる。一方、事務連絡など管理業務を主に担当する事務職員は「職員」と略称されることが多い。「事務職」「教育職」と主たる業務が分かれていても「事務職員」が学生指導で「教育者」としての役割を担い、「教育職員」も積極的に事務作業を担ってお互いの負担軽減に努めるのが民主的な教育機関の条件であると筆者は考えるが、某人文系総合大学においてはそのような考えは（特に「教員」層において）一般的でない（らしい）。

今回より、毎号好評の

大東文化大版『舟を編む』の読者である組合員による

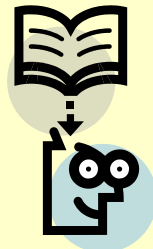
辞書ならぬ『黒表紙』に世界に没頭し

「規則の海を渡る舟」を編んでいく

組本版『舟を編む』をお届けします。

今後は組合で使う言葉の「はてな」も

わかりやすく解説いたします。



新カリ【しんかり】 カリキュラム改革によって新しく作られ

たカリキュラムの略称。これに対し、これまでのカリキュラム

（旧カリキュラム）は「旧カリ」と略称されることが多く、その

内容とは無関係に「暗く」「埃をかぶった」イメージで語ら

れることが多い（らしい）。カリキュラム改革は膨大な作業

（特に書類作成）を伴うので、カリキュラム改革を担当した人

の面前で「新カリ」批判はタブーであるところが多い（らしい）。

特に「どこが変わったのかわからない」とか「科目名が

変わっただけじゃないの？」といった趣旨の発言は厳禁である

（らしい）。

参加者募集！

第26回全国私立大学教育研究集会(8/29～8/31・新潟)

日本私大教連主催の第26回全国私立大学教育研修集会（全国私大教研）が下記の通り開催されます。部分参加も可能になっています。全国の私大教職員が一堂に会す貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。交通費・宿泊費（共に実費）並びに参加費は組合負担となります。航空券・ホテルは各自でご手配ください。

お申し込みは**8月7日**までに組合書記局までご連絡ください。

記

日程：2015年8月29日（土）14：00開会～8月31日（月）12：00閉会

会場：朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター（新潟市中央区万代島6-1）

TEL 025-246-8400

主催：日本私大教連（日本私立大学教職員組合連合）TEL 03-5285-7243

日程：8/29（土）全体集会

記念講演：安全保障法制とその先にある壊憲（仮題）

<講師>水島朝穂さん（早稲田大学教授）

基調報告：戦後70年、私学振興助成法40年を迎えた私立大学の課題と展望

全体交流会・情報交換会

8/30（日）・31日（月）セッション

以上

日頃当たり前のように使えているスマートフォン。緊急時の使い方について考えます。

<新連載予告>

緊急時のスマートフォン利用を考える

大東文化大版『舟を編む』④

心地よい風が吹き抜ける「みんな」が集う憩いの場です。

大東文化大版『舟を編む』④ **大閑話辞典**
キャンパス「キャンプラ」正式名称はキャンパスプラザ(campus plaza)。東松山キャンパスにある多目的広場。毎年四月に開催される新入生歓迎会や、六月祭のステージとしてはもとより、国際関係学部地域研究会が毎年六月に開催する「アジア・ミックス」の民族芸能公演やアジア各国の料理が楽しめる料理祭の会場として利用されている。また、年間を通じて、昼休みには軽音楽サークルのコンサート等が行われ、東松山キャンパスで最も学生が多く集まる憩いの場となっている。学生が食べこぼしたパンや菓子くずを求めて、カラス・ムクドリ・鳩等の鳥類も多く集まり、毎年初夏にはツバメが巣をかける。そのため、ここを通行する学生たちは時折これら鳥類の「落とし物」に見舞われるが、「今日はウン(運)が付いた」としてこれを歓迎しているような気がする。

スマートフォンが手放せない。主にメールのチェックや生活上の基本情報の取得のためだ。事実、今や歩きスマホしているのは大抵がいい年をしたオジサンやオバサンである。筆者も年齢的には既に立派なオトナなのだが老眼に負けないためにわざわざ大きなスマホを使っている。青少年へのスマホ依存を問題視する前にまず自らの問題としなければならぬ。

通勤のために地下鉄と東上線を使って長距離を移動している。本格化したストリーミング音楽サービスにも飛びつき、大きくなった画面のスマホの電力消費の機会は増えるばかりだ。また、Apple Watch や Android Wear の利用によって、さらなるバッテリー消費を招くことも知った。バッテリー切れという最悪のシナリオは筆者には絵空事ではない。事故や地震で東上線が止まり(最近その数が多いような気がする)、充電のためのコンセントがないままで長時間を過ごさねばならない事態をいくども経験をしている。こうして緊急時のスマートフォン利用についてあれこれ考えるようになった。(次号に続く)

次号 連載第1回
「携帯電話通信網とは何か」
を掲載いたします。

〈組合事務室夏休み中の開室日のお知らせ〉
夏休み期間中は、組合事務室は下記の日程で開室いたします。何かとご不便をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。
★開室日 8月 7日(金)・18日(火)・25日(火)・31日(月)
9月 1日(火)・8日(火)・15日(火)
★開室時間 9:30~17:30
お問い合わせはEメール daito-un@boreas.dti.ne.jp にてお承りいたします。9月18日(金)より通常通り、月・火・金の開室となります。

本紙は大学組合webサイト
<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも
掲載しています。
本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は
daito-un@boreas.dti.ne.jp に
お寄せください。